

【収益の科目】

ちょうきまえうけきんれいにゆうえき

長期前受金戻入益

減価償却費のうち、配水管などを建設する際に、工事費などの財源として収入した過去の工事負担金や新規給水加入金に相当します。

工事負担金等は、収入した年度において工事費等としてすでに支出し、現金として残っていないため、長期前受金戻入益は現金収入を伴わない収益です。今後、過去に積み上げられてきた帳簿上の工事負担金等の額が、毎年約1億円計上される見込みです。

しょうよひきあてきんれいにゆうえき

賞与引当金戻入益

前年度において計上された賞与引当金を、今年度の収益として戻し入れた額です。

貸借対照表への引当金の計上義務化により、前年度に費用として計上した4か月分と、従来どおりの今年度の期末勤勉手当12か月分の、重なっている4か月分を戻し入れます。

なお、移行初年度の平成26年度に戻し入れる分の引当金は、旧基準である平成25年度には計上できなかったため、平成26年度の特別損失「新基準移行に伴う修正損」に計上しています。

かしたおれひきあてきんれいにゆうえき

貸倒引当金戻入益

前年度において計上された貸倒引当金を、今年度の収益として戻し入れた額です。

貸借対照表への引当金の計上義務化により、前年度に費用として計上した分と、従来どおりの今年度の不納欠損額が二重になっているため、重なっている額を戻し入れます。

なお、移行初年度の平成26年度に戻し入れる引当金は、平成26年度の特別損失「新基準移行に伴う修正損」に計上しています。

【費用の科目】

しょうよひきあてきんくりいれがく

賞与引当金繰入額

賞与引当金を貸借対照表に計上するための費用で、翌年6月に支給する期末勤勉手当のうち、本年度の12月から3月までの4か月分の金額に相当します。

かしたおれひきあてきんくりいれがく

貸倒引当金繰入額

貸倒引当金を貸借対照表に計上するための費用で、翌年度に見込まれる不納欠損額に相当します。

新基準移行に伴う修正損

旧基準である平成25年度に計上できなかった賞与引当金と貸倒引当金の費用です。移行初年度である平成26年度限りのものであり、特別損失に計上しています。

【貸借対照表の科目】

ひきあてきん

引当金

将来の負担が見込まれ、負担の発生原因が当年度以前にあり、合理的に金額を見積もることのできる費用のことで、貸借対照表に負債として計上しています。本市では、その条件に期末勤勉手当と水道料金不納欠損が該当するため、「賞与引当金」と「貸倒引当金」があります。

しょうよひきあてきん

賞与引当金

貸借対照表に負債として計上。翌年6月に支給する期末勤勉手当のうち、本年度の12月から3月までの4か月分の金額に相当します。

かしたおれひきあてきん

貸倒引当金

貸借対照表の資産である未収金のうち、現金回収が見込めないもののことで、翌年度の不納欠損額に相当します。貸借対照表の未収金の下に、マイナスで計上しています。

くりのべしゅうえき

繰延収益

配水管などを建設する際、工事費などの財源として収入した工事負担金、新規給水加入金、国庫補助金が、翌年度以降に収益として計上されます。「長期前受金」はそのひとつで、貸借対照表に負債として計上しています。

ちょうきまえうけきん

長期前受金

配水管などを建設する際、工事費などの財源として収入した工事負担金、新規給水加入金、国庫補助金のことで、貸借対照表の繰延収益に計上されます。

【その他】

しょうきやくせいど

みなし償却制度

配水管などを建設する際の工事費用から、財源として収入した工事負担金、新規給水加入金、国庫補助金を除いた金額で毎年の減価償却費を計上する制度で、新制度では廃止されました。なお、本市はこの制度を採用していませんでした。